

堺介保 第 3185 号

平成 22 年 2 月 1 日

居宅介護支援事業所 各位
訪問介護事業所 各位

堺市介護保険課長
堺市監査指導課長

訪問介護サービス内容について (通知)

平素は、本市介護保険制度の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 21 年 4 月 22 日、23 日の両日に大阪府により「平成 21 年度介護保険指定事業者集団指導」が行われ、「訪問介護サービス内容に関する Q&A (平成 21 年 4 月改正版)」(以下「21 年 4 月改訂版 Q&A」という。)等が配布されました。これらに基づき堺市の下記通知については、廃止の取扱いとし、21 年 4 月改正版 Q&A 等に関する補足事項を別紙のとおりまとめましたので、お知らせします。

サービス提供時には、この度お知らせする 21 年 4 月改正版 Q&A の補足事項について、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、21 年 4 月改正版 Q&A は、大阪府事業者指導課ホームページ (<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshido/kaigo/kaigoshiryo.html>) に掲載されていますのでご確認ください。

記

1 廃止する通知

(1) 介護タクシーへの家族同乗について (平成 17 年 8 月 1 日付け 堺介保第 633 号)

(2) おしらせ (鍼灸・接骨院の施術のための通院介助について)

(平成 18 年 11 月 13 日付け 堺市介護保険課事務連絡)

(3) 介護保険サービスに係る Q&A について (通知)

(平成 20 年 2 月 1 日付け 堺介保第 2141 号)

(問合せ先)

介護保険課 072-228-7513 (直)

監査指導課 072-228-7588 (直)